



鳥取県公報

平成30年 1 月 9 日 (火)
号外第 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(1) (循環型社会推進課) 3

==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部が改正され、使用済物品回収業の届出事項に、使用済物品の収集又は運搬を行う区域が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 使用済物品回収業開始届出書の様式に、収集又は運搬を行う区域を記載する欄を設ける。
- (2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

規 則

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 1 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 1 号

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例施行規則（平成28年鳥取県規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>様式第 1 号（第 3 条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p>届出者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊞</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">使用済物品回収業開始届出書</p> <p>鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">収集又は運搬を行う使用済物品の品目及び数量</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">収集又は運搬を行う区域</td> <td style="border: 2px solid black;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>注 略</p> <p>添付書類 略</p>	収集又は運搬を行う使用済物品の品目及び数量		収集又は運搬を行う区域		略		<p>様式第 1 号（第 3 条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p>届出者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊞</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">使用済物品回収業開始届出書</p> <p>鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">収集又は運搬を行う使用済物品の品目及び数量</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>注 略</p> <p>添付書類 略</p>	収集又は運搬を行う使用済物品の品目及び数量		略	
収集又は運搬を行う使用済物品の品目及び数量											
収集又は運搬を行う区域											
略											
収集又は運搬を行う使用済物品の品目及び数量											
略											

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。